

関東神宮創立の件

特殊資料

第三類

一般行政關係

國立公文書館	
分類	
配架番号	2 A
	40
(質)	35

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
mm

關東祖宅は、昭和十三年一月一日に對外開放され、松山市立の
内閣總理大臣公館として國父像に託し、この別荘の上中下三層
にて、昭和十八年一月十日落成式典が挙行された。主な儀式は、
大便祖國讃吉、大蔵内閣總理大臣の行司、前田利政、川上、
水谷義重、昭和二年五月一日の内閣總理大臣の開幕式等
である。同年六月一日内閣表示

竹書
卷之二

社行

第三類 一般行政關係

• 1335 (1-1335)

関東神宮は、昭和十三年四月二十日對滿事務司總裁、杉山元少
う内閣總理大臣公爵近衛文麿に付し、その創立方の上申が承認
(これよりさき、前年9昭和十二年十二月十日滿洲國駐劄特命全權
大使権田謙吉より近衛内閣總理大臣に付し、草由がさつつた。)これ
を審査し、昭和十三年五月二十四日内閣總理大臣より関東神宮
創立の件の裁可を仰ぎ、同日裁可、同年六月一日内閣告示
第二号で告示し、同日官内大臣より旨達牒（閏甲一〇八）

祭小

神

社務

官幣大社

天照大神

明治天皇

創立

昭和十三年六月一日

總理府

日本標準規格B5 (十四行譜)

總理府

日本標準規格B 5 (十四行罫)

所
意
義

關東州旅順市

在滿邦人一般の信奉の廟社として、民心の一
之開示。

の御立到着
神社社務の官國幣社は元来、天皇の大確事項の御立を一項
で、内閣に置て臣の弊局より行わる。是の同議に上程
され候。

こうの天皇の御立は、天皇の事に付しは、正式上奏の事前
に、内閣に置て臣の弊局より行わる。是の御立を一項
の御立を一項、内閣に置て臣の弊局より行わる。是の御立を一項

昭和十年六月

参
上

關東局神社規則

昭和十年六月
關東局神社規則
上

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社、廟宇及寺院等ニ關スル件

改正昭和九年勅令第三九五號

大正十一年五月十五日 勅令 第二百六十二號

朕關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社、廟宇及寺院等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於テ神社、廟宇及寺院教會耳ノ他ノ布教所ヲ設立、移轉、廢止又ハ併合セムトスルトキハ滿洲鐵道副總務全權大使ノ許可ヲ受クヘシ其ノ名稱又ハ維持ノ方法ヲ委吏セムトスルトキ亦同シ大使ハ前項ニ定ムルモノヲ除クノ外神社、廟宇及寺院教會其ノ他ノ布教所ノ取扱ニ對シ必要ナル規程ヲ設クルコトヲ得

附 賄

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム

大正十一年勅令第二百六十二號施行期日

大正十一年十月二十六日
關東總令 第七十七號

大正十一年勅令第二百六十二號ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則

大正十一年十月二十六日
勅令第七十八號

改正昭和十年勅令第四十一號

第一條 神社ノ設立ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ氏子又ハ崇敬者
ト爲ルヘキ者三十人以上ノ連署ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ滿洲國駕御特
命全權大使ニ頒出ツヘシ

- 一 墓由
- 二 設立地
- 三 神社名
- 四 祭神
- 五 例祭日

六神殿、拜殿、鳥居真ノ他ノ建物ノ位置、構造及建築並境内地ノ位

置、面積及模様

七設立費及其ノ支拂方法

八維持方法

九神職ト爲ルヘキ者ノ氏名

十氏子又ハ崇敬者ト属ルヘキ者ノ戸數

十一神殿其ノ他ノ建物ノ起工及竣工確定期日

前項ノ規定ニ依ル額定ニハ明確第六號ノ擧項及神社ノ周囲ノ状況ヲ
表示スル圖面ヲ添附スヘシ

第二條 神社ノ移樽ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ擧項ヲ具シ大使
ニ願出ツヘシ

- 第一事由
二移植地
三神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ位置、構造及建築並境内ノ位置、面積及模様
四移轉費及其ノ支拂方法
五神殿其ノ他ノ社物ノ起工及竣工定期日
前項ノ規定ニ依ル頒誓ニハ別項第三號ノ基項及境内地圖圖ノ状況ヲ表示スル圖面ヲ添附スヘシ
第三條 神社ノ廢止又ハ併合ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大便ニ頼出ツヘシ

國立公文書館 National Archives of Japan

二席止又ハ併合セラルヘキ神社ノ名稱及領座地
三併合スヘキ神社ノ名稱及領座地
四廢止又ハ併合セラルヘキ神社ノ社殿其ノ也ノ建物及財產ノ處分方
法

第四節 神社ノ設立移轉又ハ併合ノ許可ヲ受ケ二年内ニ之ヲ爲ササルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
神社ノ設立、移轉、併合又ハ廢止ヲ了シタルトキハ遲滞ナク大使ニ届出ツヘシ

第五條 神社ニ於テ神殿、拜殿、鳥居其ノ他ノ建物ノ新築、増築、移築、改築若ハ撤去又ハ境内地ノ増減若ハ礎石等ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項、具シ大使ニ相出テ許可ヲ受クヘシ

一 章 由

二 設計概要

三 所要ノ費用額及其ノ支拂方法

四 著手及竣工豫定期日

前項ノ規定ニ依ル額等ニハ前項第二號ノ建項ヲ表示スル圖面ヲ添附

スヘシ

第六條 神社ニ於テ第一條第一項第二號乃至第五號、第七號乃至第九號及第十一號ノ奉項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ大使ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第六條ノ二 崇神ノ事代ハ之ヲ公衆ニ拜覲セシムルコトヲ得ス但シ特別ノ奉由ニ依リ大使ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 神社ノ境内地ニ國家ニ功勞アル者又ハ頌揚スヘキ實績アル者ノ碑表又ハ形像ヲ建設セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大便ニ頃出テ許可ヲ受クヘシ之ヲ移轉又ハ除去セムトスルトキ亦同シ

一 理由

二 碑表又ハ形像ノ位置

三 碑表又ハ形像ノ物質、形状、寸尺及其ノ地盤ノ面積

四 工事費及其ノ支拂方法

五 起工及竣工豫定期日

前項ノ規定ニ依ル報告ニハ前項第二號ノ基項ヲ表示スル幽面ヲ添附スヘシ

第八條 神社ノ境内ハ其ノ神社以外ノ者ニ之ヲ使用セシムルコトヲ得

ス

但シ左ノ各號ノ一二該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
一一時之ヲ使用セシムルトキ

二參拜者ノ休息所等トシテ一年内ノ期間之ヲ使用セシムルトキ

トキ

前項但書第二號及第三號ノ規定ニ依リ神社ノ境内ヲ使用セシメント
スルトキハ神社ヨリ左ノ各號ノ事項ヲ具シ奉東州ニ在リテハ民政署
長、南洲義道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ頒出テ許可ヲ受クヘシ
一使用ノ目的及方法

二使用セシムヘキ場所及其ノ面積

二項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

三項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

四項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

五項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

六項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

七項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

八項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

九項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

十項ノ規定ニ依ル額警ニハ前項第二號ノ事項ヲ表示スル關面ヲ添

第十一條 案社ハ關東州ニ在リテハ民政署長、南澤洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ノ指揮ヲ受ケ其ノ境内ニ關東局名ノ御札ヲ設クルコトヲ得

第十二條 案社ハ設立後運営ナク左ノ各項ヲ記載シタル案社明細書ヲ調製シ之ヲ大便ニ提出スヘシ

一 案社名

二 案社座地

卷之三

卷之三

三
卷
神

四配祀

五
神
殿

六
塔
內
社

卷之三

三

平氏子又、崇教首、西渡

十一 維持方法

十二由諸沿革

第十一節 勝利ノ設立後運営ナク其ノ所有ニ關スル不動産及實物ニ關

シ左ノ墨項ヲ具シ大使ニ届出ツヘシ

一土地ニ在リテハ其ノ所在地、地目、段別又ハ坪數及境内地又ハ境

外地ノ區別

二建物ニ在リテハ其ノ位置、名稱、構造、建坪又ハ間數及境内地ニ
在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ區別

三寶物ニ在リテハ名稱、員數、形狀、品質、寸尺、作者及傳來
前項ノ届出ヲ爲シタル後届出テタル墨項ニ異動ヲ生シタルトキハ其
ノ都度連帶ナク届出ツヘシ

第十二條 神社ハ財產臺帳ヲ備ヘ其ノ所有ニ屬スル不動產及寶物ニ關
シ前條各號ノ墨項ヲ記載スヘシ

第十三條 神社ニ於テ其ノ建物ノ全部若ハ一部又ハ其ノ寶物ヲ亡失シ

第十五條 神社ノ年收入支出額ヲ定メ 年度開始一月
タルトキハ其ノ日時及額末ヲ具シ 連帶ナク大便ニ届出ツヘシ
第十四條 神社ニ於テ社殿ノ要部ヲ亡失シタル後二年内ニ之ヲ再建セ
サルトキハ其ノ設立ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十五條 神社ノ財産ノ管理其ノ他重要ナル事項ニ付テハ 神職ハ氏子
歴代又ハ宗教者歴代ト協議シテ之ヲ處理スヘシ

神社ニ於テ其ノ所有ニ幾スル不動産又ハ實物ニ付賣却、貸付其ノ他
ノ處分ヲ爲サムトスルトキ又ハ負債ヲ爲サムトスルトキハ其ノ理由
ヲ具シ大使ニ輸出テ認可ヲ受クヘシ

第十五條ノ二 神社ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
一日ニ終ルヘシ

第十五條ノ三 神社ハ毎監計年度ノ收入支出額ヲ定メ 年度開始一月

前ニ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ノ承認ヲ受クヘシ

第十五條ノ四 神社ハ每會計年度ノ収入支出決算書ヲ作成シ年度經過後二月内ニ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ報告スヘシ

第十六條 神社ノ神職ハ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌り且庶務ニ從事スヘシ
神職ハ宗教上ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第十七條 神職ハ比子總代又ハ崇敬者總代之ヲ推薦スヘシ
前項ノ規定ニ依リ推薦ヲ受ケタル者ハ左ノ各項ヲ具シ大便ニ願出テ就職ノ認可ヲ受クヘシ

一氏名、履歴

二傳給又ハ手當額

三他ノ神社ヨリ兼務スル者ニ在リテハ其ノ事項

前項ノ期定ニ依ル願書ニハ資格ヲ證明スル等類ヲ添附スヘシ

第十八條 満二十年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ非サレハ
神職ト爲ルコトヲ得ス

一神宮鬼學館ノ本科、專科又ハ普通科ヲ卒業シタル者

二師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ臨史若ハ臨語科ノ教員免許狀
ヲ有スル者ニシテ祭式ヲ修メタル者

三中學校又ハ之ト同等以上ト認ムル學校ノ卒業證書ヲ有スル者ニシ

テ祭式ヲ修メタル者

四内務大臣ノ委託ニ依リ神教シタル皇典講研究所神職養成部神職教育

科ヲ卒業シタル者

五星典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學脩

ヲ付與シタル者

六 内務省、北海道廳、府縣廳、朝鮮總督府、臺灣總督府、幽東局及
陸太總ニ於テ執行シタル神職高等試驗又ハ尋常試驗ノ合格證書ヲ

有スル者

七 判任官待遇以上ノ職ニ在リタル者ニシテ祝詞作文ノ式ヲ修メタ
ル者

八 場ニ社堂以上ノ職ニ在ル者

九五年以上神社ノ雇員トシテ奉職シ場ニ其ノ職ニ在ル者

第十九條 神職死亡シタルトキヘ泡ノ神職ヨリ、神職在ラサルトキヘ

氏子總代又ハ崇敬者總代ヨリ大使ニ届出フヘシ

神職退職セムトスルトキハ比子總代又ハ崇敬者總代三人以上ノ連署
ヲ以テ其ノ理由ヲ具シ大使ニ頒出テ認可ヲ受クヘシ

神職死亡若ハ退職シ又ハ病氣ニ因リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至
リタルトキハ通常ナク後任者ヲ推薦スヘシ

第二十條 神職交代シタルトキハ通常ナク氏子總代又ハ崇敬者總代ノ
立會ヲ以テ社務ノ引継フ爲シ後任神職ヨリ其ノ頭末ヲ關東州ニ在リ
テハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ報告スヘシ
第二十條ノ二 神職二十日以上ニ亘ル旅行ヲ爲サムトスルトキハ關東
州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ其
ノ旨ヲ届出フヘシ

故人不以爲子也。子之不孝，則無子矣。

第二十一條 部職其ノ職責ヲ怠リ若ハ其ノ漫面ヲ汚シタルトキ又ハ其ノ他不適任ト認ムル行爲アリタルトキハ其ノ過失ヲ命スルコトアル
ヘシ

正裝ハ衣冠ヲ著タルヲ稱ヒ皇族參拜ノトキ及大祭ニ著用ス
禮裝ハ齋服ヲ著タルヲ謂ヒ中祭ニ著用ス

等二著用文

第二十三條 神社ノ氏子又ハ祭敬者ハ神社設立後過半ナク各三人以上ノ總代ヲ推舉スヘシ比子又ハ祭敬者總代ハ其ノ住所氏名ヲ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿加邊道附屬地ニ在リテハ警察署長ニ届出ツ

ヘシ

氏子總代又ハ崇敬者總代ハ神社ノ維持、管理ニ關シ神職ヲ補助シ且
其ノ頤庭ニ連署スヘシ

第二十四條 氏子總代又ハ崇敬者總代ニシテ不適任ト認ムル者アルト
キハ關東州ニ在リテハ民政署長、南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ警察
署長ハ之ヲ改選セシムルコトヲ得

第二十五條 許可ヲ受ケシテ神社ヲ設立、移転、廢止若ハ併合シタル
者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ料料ニ處ス

附 則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前許可ヲ受ケ設立シタル神社ハ本令ニ依リ之ヲ設立シタルモ

前項ノ神社ハ本令ノ施行後二月内ニ第十條、第十一條及第十三條ノ

手續ヲ爲スヘシ

前項ノ神社ニシテ神殿、拜殿及鳥居ノ設備ヲ有セサルモノニ在リテハ

本令施行後二年内ニ之ヲ完備スヘシ

ノト看做ス

前項ノ神社ハ本令ノ施行後二月内ニ第十條、第十一條及第十三條ノ

手續ヲ爲スヘシ

前項ノ神社ニシテ神殿、拜殿及鳥居ノ設備ヲ有セサルモノニ在リテハ

本令施行後二年内ニ之ヲ完備スヘシ

東州及南高洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ祭
祀式行事作法恒例式及祭戒ニ關スル規程

昭和三年五月十一日勅學第700號

内務局長通牒
勅令第一號官國幣社以下神社祭祀會ノ
準用ス

第二條 神社ノ祭式ハ大正三年内務省令第四號官國幣社以下神社祭祀會ノ
第二府縣以下神社祭祀ノ準用ス

第三條 神社ノ祭式行事作法ハ明治四十年内務省告示第76號神社
祭式行事作法ヲ準用ス

第四條 神社ニ於テ行フ恒例式ハ大正三年内務省訓令第二號神官並官
國幣社以下神社ニ於テ行フ恒例式第二號ヲ準用ス

期項ノ神社奉拜及大祓次第ハ大正三年内務省訓令第四號官國幣社以

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

卷之三

社卿職齋致ニ謹スル件ヲ準用ス

關東州及兩滿洲兼造附屬地神社神職奉務規程

昭和三年五月十一日謹定第六九九號
内務局長通牒

第一條 神職ハ平素國典ヲ究メ國體ヲ尊シ操行ヲ正シクシテ衆庶ノ儀

喪トナリ躬行實踐以テ本務ヲ完ウスヘシ

第二條 祭典ハ國家尊崇ノ標準タルヲ以テ齊肅恭敬ヲ旨トシ敬本反始

ノ誠意ヲ表スヘシ

第三條 神職ハ社殿及境内ノ清潔修理ニ注意シ神社ノ尊嚴ヲ保持スル

ニ努ムヘシ

第四條 火災盜難等ノ豫防ニ付テハ周到厳密ヲ期シ常ニ警戒注意ヲ爲

スヘシ

第五條 神社所藏ノ寶物、貴重品、古文書等ニ付テハ幾重ニ整理保存

ス
ヘ
ン

第六回 桜歌ハ御社金品ノ出納及財産ノ管理ニ關シ平素其ノ會計收支
ヲ明確ニシ苟モ公私混淆ノ嫌アルヘカラス
第七集 桜歌ハ常ニ境内ノ樹不ニ付林穀ナル風致ヲ保ツニ努メ其ノ所
居林園ニ付テヘ保護植栽ヲ講ルヘカラス
第八集 桜歌ハ常ニ氏子及宗教者ノ敬仰尊皇ノ思想ヲ助長シ兼ネチ地
方風教ノ蕭正ヲ期スヘシ

国立公文書館
National Archives of Japan

神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

大正十二年十月二日勅諭第一〇六八號
内務局長通牒

標記ノ件ニ就テハ從來各地方ニ於テ適宜措置相成居候處自今別紙標準ニ依リ可然御取計相煩農尤モ神職ノ給與ニ就テハ社務ノ狀況等ヲ參酌シ更ニ充分講究フ爲ス必要有之ヤニ存候得共蓋當リ別紙ニ示す神職アシテ其ノ職分ヲ全ウシ一面社務ノ整齊ヲ期セシメラレ度此段及通牒候追テ別紙標準各社ヘ一枚宛御起付相成候

「別紙」

神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

一 俸 紙

一 神職ノ俸給ハ月俸トシ七十疋以上二百疋以下ノ神職ニ於テ適宜當該
神社ヨリ之ヲ支給スルコト

二 月俸百疋以上ノ神職ニ封シテハ在職一年以上ノ經過スルニ非サレハ
増給セサルコト

三 三年以上月俸二百疋ヲ受ケ功績著ナル者ニ封シテハ社務ノ状況ニ
應シ月俸二百五十疋迄支給スルコトヲ得

四 神職他ノ神職ヲ兼ヌルトキハ當該神社ヨリ兼務手當ヲ支給スルコト
兼務手當ハ月額トシ五疋以上タルコト

五 神社ハ御職ノ月俸又ハ兼務手當ノ外社務ノ状況ニ應シ手當ヲ加給スルコトヲ得

二 賦與金

一 満一年以上神社ニ奉仕シタル者疾病其ノ能ノ事情ニ因リ退職シタル場合ハ當該神社ヨリ退職手當ヲ賄與スルコト

退職手當ハ最終保給ノ十分ノ五ニ奉仕年數ヲ乘シタル金額以上タルコト

二 神職奉仕中死亡シタルトキハ前號退職手當ノ外當該神社ハ社務ノ状況ニ應シテ放ルヘク枯草ノ死亡手當ヲ其ノ遺族ニ賄與スルコト
三 神職社務ノ為ニ傷痍疾病ヲ受ケ又ハ其ノ他災禍ニ罹リタルトキハ當該神社ハ其ノ傷痍疾病又ハ災禍ノ際度ニ應シテ放ルヘク療治ノ費費

支那の歴史

神聖ニ始興スヘキ年未懲勞金八月俸又ハ兼務手當月谷ノ十割以上三

三
歷
管

神職社務ノ爲旅行シタルトキハ當該神社ヨリ支給スヘキ旅費額ハ實
費ニ係ルコト

特殊ハ甚簡アヘモノニシア日當、宿泊料及車馬費ニ就キ定額旅費ヲ

日當（一日二付）五圓、宿泊料（一夜二付）十圓、車馬費（一里二

付一 調二十一

昭和十一年九月

關東州及滿鐵附屬地紳社行政概要

關東局司政部行政課

一、神社ノ沿革

而東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ創建ハ夙ニ皇政時代ニ屬ス即チ明治三十八年十一月時ノ軍政署ニ於テ神宮遙拜殿トシテ安東ニ安東太神宮ヲ建立シタルヲ以テ嚆矢トス之レ現今ノ安東神社ノ起源ナリ

而シテ日露ノ役終局ヲ告クルヤ此ノ地ニ來住スル邦人日ニ增加發展スルニ及ヒ風氣ノ維持シ國体ノ精華ヲ發揚センカ爲國家的宗教精神的傳播ノ中心タルヘキ神祇奉斎ノ誤漸次旺盛ト爲リ逐年各地ニ神社ヲ創建奉祀スルニ至レリ今年代別ニ神社ノ創立ヲ數フルニ明治年代ニ於テハ九社、大正年代ニ終テハ三十二社、昭和年代ニ於テハ三社合計四十四社ノ鎮座見タルテ就中大正四年御大典記念ノ意味

ヲ以テ建設セラレタルモノシテ

之等神社ノ設備ハ既々ニシテ統一セラレタル標準ナク大体内地ノ例ニ倣ヒ神殿、拜殿、社務所、鳥居等ヲ完備スルモノアレトモ設立當初ハ氏子數一枚ニ少數ナル爲無持經營樹木困難ナルヲ免レス從テ其ノ施設ヲ完フシ得サル向妙カラサリシモ居留邦人ノ増加發展ニ伴ヒ神社ノ經營モ漸次良好トナリ逐年設備ノ充實ヲ見ルヲ通例トシタリ大正十一年五月勅令第二六二號ニ基キ同年十月臨東總合ノ以テ關東州及兩滿洲對屬地神社規制制定セラレ茲ニ始メテ之等ノ施設ニ對シテ一定ノ規準ヲ定メ神社トシテノ尊嚴ト体裁トヲ具備シ國家ノ宗祀タルニ相應セシムル方針ヲ採リ從前不完備ノ神社ニ對シテモ亦漸次之力改善ヲ促ス所アリタリ

ノヲ主トシ他ニ若干ノ神社ヲ奉祀ス大國主神ハ開拓殖臺ノ神トシテ尊崇セラレ殖民地ニ譲キ奉ツル關係上南滿洲ニ於テモ其ノ例ニ從フモノアリ其ノ他明治天皇、坐代主神、靖國神、應神天皇等ヲ祭神トスルモノアリ祭祀ニ誠シテハ内地ノ例ヲ擧内シ且滿洲ノ風情ヲ考顧シ適宜之ヲ行ヒ祭典ハ之ヲ大祭、中祭、小祭ニ微分シ其ノ祭祀祭式ハ固ヨリ舊例式及神職ノ諸戒ニ誠シテハ既東慶ノ定ムル所ニ從ヒ大体官國幣社以下御社ノ禮典ニ賄レリ

維持管理ニ關シテハ内地ニ於ケル府縣社以下神社ノ經費ハ悉テ氏子ノ負擔ナルガ如ク瀬洲ノ神社モ其ノ大部分ハ氏子又ハ崇敬者ノ負擔ニ依ルヲ原則トスルモ瀬洲附屬地神社ニシテ氏子無断カリシ時代

ニ於テハ居留民團ニ於テ、之ガ廢止後ハ滿鐵會社ニ於テ維持管理ヲ爲シタルコトアリ一般ニ經費ノ財源ハ賽錢、御初穂料、基本財產收入、寄附金、補助金、禪饌幣帛料及氏子ノ供進金等ナルモ滿鐵附屬地ニ於ケル内地人ハ少數ノ官吏ト長商工業者ヲ除キ大部分滿鐵會社ノ關係者ナレハ從テ滿鐵會社側ト神社トハ頗ル密接ナル關係ヲ有シ神社ノ創立、移轉等ニハ常ニ多大ノ援助ヲ與ヘ且毎年度經常費中ヘ相當ノ補助並ニ神饌幣帛料ヲ供進スルヲ例トス

神職ハ一神社一人以上ヲ置クヲ原則トスルモ維持經營竝ニ氏子崇敬者等ノ關係上專任者ヲ置クコト能ハサルモノアリシモ漸次増置フ界ルニ至レリ然レトモ現在神社四十四社ニ對シ神職ハ三十二人ニシテ專任神職ヲ置ケル神社ハ二十一社ニ過キス他ノ二十三社ハ全部之等

神職ニ於テ兼務奉仕シツツアリ

神職ノ名稱ハ官司、社司、社掌又ハ神職等區々ナリシモ大正十二年ヨリ變テ之ヲ神職ト稱呼シ且其ノ資格ヲモ規定シ今日ニ至レリ

二、神社ノ法律上ノ性質

管内ニ於ケル神社ノ法律上ノ性質ニ關シテハ現行法上直接受之之ヲ明カニシタル神社法規存在セズ今内地ニ於ケル神社ト比較シ主要ナル相違點ヲ列舉スレハ左ノ如シ

(一) 神社財産登録制度

内地ハ神社財産ニ淵スル件(明治四十一年法律第二十三號)ニ依リ神社ニ屬スル不動產(社殿、社有境内地、境外社有地、職員住宅等神社所有ノ一切ノ土地又ハ建物)及寶物ヲ神社財產トシ神社

所持財産等ノハ、其の所有者、其の登録者、其の登録年月日等、該社の登録事項等を記載する。又、該社の登録事項等を記載する。又、該社の登録事項等を記載する。

(二) 所在地ノ地方廳ニ備フル神社財產登録臺帳ニ登録シ法律上特別ノ保護ヲ與ヘ且財產權ノ主体トシテ神社其物ニ僅神義務ノ主体タリ得ル人格ヲ法律上附與シ居ル方管内ニ於ケル神社ハ其ノ所有ニ屬スル不動產及實物ニ關シテハ單ニ居出主既ヲ採ルノミニシテ之ガ處分ヲ爲サントスルトキハ大吏ノ認可ヲ受クルモノトシ別ニ神社財產登録ノ制度ヲ設ケス從テ神社其財產權ノ主体タリ居ルヤ否ヤ不明確ナリ

(二) 社格

内地ハ明治四年五月太政官布告「官社以下定額及神官職員規則」ニ依リ官幣社ヨリ無格社ニ至ル迄夫々神社ノ待遇上ノ資格ヲ判然ト區分シアルモ管内ニハ未タ社格ノ制度ナク各神社共其ノ資格ニ

關シテハ何等ノ區別ナシ

(三) 神職

内地ニ於ケル神職ハ何レモ國家ヨリ任命セラレ官吏又ハ官吏待遇ノ身分ヲ有シ從テ服務、分限、懲戒、俸給、旅費、恩給等ニ關シテモ國家ノ定ムル法規ニ服スルコト官吏ト同様ナルモ管内ニ於ケル神職ハ資格ニ關シテハ一定ノ制限ヲ設ケタル官吏又ハモ官吏待遇タル身分ヲ有セス從テ官吏ヲ解説トスル一切ノ法律關係ニ服セガルモノトス

(四) 国庫供進金制度

内地ハ官國幣社ニ關シテハ内務大臣ノ一ムル所ニ依リ國庫ヨリ一定ノ金額ヲ供進スル制度ヲ設ケアルモ管内ニハ未タ斯ノ如キ制度

子之謂也。故曰：「知我者，謂我心憂；不知我者，謂我何求。」

ナク満鐵、大連市等ノリ補助金ノ名義ヲ以テ神社ノ經營ヲ補助スル程度ニ過キス

二百六十二號「關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社、廟宇及寺
院等ニ關スル件」及大正十一年關東廳令第七八號「關東州及南滿
洲鐵道附屬地神社規則」アルノミニシテ神社ニ關スル法律上ノ性質
極メテ不明瞭ニシテ祭祀、祭式等ノ奉仕ニ關シテハ大体内地ニ準シ
取扱ヘルモ内地神社ノ如キ公法上ノ營造物法人タル性質ヲ明記セル
法令存在セス權力ニ前掲二法令ニ依リ内地神社ノ法律上ノ性質ヲ類
推シ以テ公法上ノ營造物法人類似ノモノト解釋シ得ルノ種度ニ過キ

三、神社ノ現況（神社名、神社數、場所、創立年月、設備）

別紙第一號及第二號ノ通

四、祭 神

別紙第一號ノ通

五、祭祀（祭式、神饌幣帛、祭祀參列、神服等）

六、祭 式

大正三年内務省令第四號官廳神社以下神社祭式ヲ準用ス

2 神饌幣帛

神饌幣帛供進ニ關スル制度ナキモ除東州内神社ニ在リテハ除東州
地方費中ヨリ民政署（旅順保ク）ニ於テ毎年若干供進スルノ外
大連市内三神社ニ封シテハ大連市及滿鐵會社ヨリ若干供進スルヲ

直例トス滿鐵附屬地内神社ニ在リテハ滿鐵（各地方事務所ヲ通シテ）及其ノ地所在ノ會社團體ヨリ若干宛供進シツツアリ
右ノ外各神社共個人又ハ團體ノ正式參拜者ヨリ幣帛ノ供進アルヲ
通常トス

3. 祭祀參列

各神社ニ依リ又大祭、中祭、小祭、直例祭等祭祀ノ種別ニ依リ之ガ參列者ハ一株ナラサレトモ其ノ主ナル者ヲ擧タレハ左ノ如シ

(1) 横東州内神社

民政署長、檢察署長、市長、市警察員、商銀會社代表者、學校長、現役軍人代表、在郷軍人代表、氏子總代及總代長其ノ他

(2) 满鐵附屬地内神社

（略）

別表十六

地方事務所長及満鐵側各機關代表、駐屯部隊代表、警察署長、
學校長、在鄉軍人代表、領事館代表、地方委員長及委員、氏子
總代、其ノ他

外制服

神職ノ服装ハ正装、禮装、常装ノ三種トス
正装ハ衣冠ヲ著クルフ謂ヒ皇族參拜ノトキ及大祭ニ著用ス
禮装ハ齋服ヲ著クルフ謂ヒ中祭ニ著用ス
常装ハ狩衣又ハ淨依ヲ著クルフ謂ヒ小祭日拜及恒例トシテ行フ式
等ニ著用ス

六、神職（神職ノ數、資格、待遇、監督等）

1、神職ノ數 三十二名

2、資格 豊東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則第十八條所定ノ者ト
ス尙現神職ノ學歴別人員左ノ如シ

皇典講究所講習終了者

四

神宮皇學館本科卒業者

九

同 専科卒業者

三

試験検定合格者

一四

國學院大學高等師範部卒業者

一

同 神道部卒業者

一

計 三二名

8、待遇 待遇ニ關シテハ未タ正規ナク俸給ニ關シテハ單ニ通牒ヲ
以テ其ノ標準ヲ定メ居レリ

月俸額	人員
七十圓未滿	一一
百圓未滿	五
一百五十圓未滿	一〇
二百圓未滿	一
二百圓以上	一
計	三二

但シ民政署ヨリ兼務ノ者二名
ヘ手當ヲ受クル者一ヲ含ム

右ノ外社務ノ状況等ニ依リ手當ヲ支給スルモノアリ
4、監督

關東州內

第一次監督 民政署長

第二次監督 關東州廳長官

第三次監督 關東州廳長官

南滿洲鐵道附屬地

第一次監督 衆議院長

第二次監督 全權大使

七、氏子及崇敬者數

別紙第三號ノ通

八、神社ノ創立、移轉及廢合（取扱方針、手續等）

別紙第六號神社設立許可内規及關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則

ニ依ル

九、神社明細帳（明細書ノ外ニ明細帳アリヤ、若シ在リトセハ其ノ調
變者、記載事項及様式、變更訂正、異動報告等）

神社明細帳ナシ但シ神社明細書（判紙添付）ヲ以テ之ヲ兼ネツツア
リ

十、神社ノ財産

神社ノ財産トシテハ建物類チ社殿真ノ他ノ工作物、資物ノ外基本財產
（現金積立）アリ

境内地ハ關東州内ニ在リテハ宣ヨリ官・地ヲ添鐵附屬地ニ在リテハ
添鐵ヨリ夫々無償實付ヲ受ケ后ルモノニシテ神社ノ財産アラズ各神
社ノ建物以外ノ財産（資物除外）別表第四號ノ通

十一、神社ノ維持管理

1、神社ノ維持

各神社共社入金、神職俸禄料、比子供進金、補助金、寄附金及其
ノ他ノ收入ニ依リ維持ス而シテ補助金ハ關東州内ニ在リテハ市、
濱鐵附屬地ニ在リテハ御鐵ヨリ交付スルモノニシテ寄附金ヘ當該
神社區域内各種體ヨリ寄進スルモノトス尙昭和十一年度ニ於ケ
ル各神社經費收支豫算ハ別紙第五號ノ通

2、神社ノ管理

神社ノ管理ハ氏子總代又ハ崇敬者總代神職ヲ補助シ共ニ之ニ當ル

十二、神社及神符、守札

1、神社

潤角社又ハ恵比須社等境内末社ニシテ講社ヲ有スルモノアレトモ
本社ニハ無シ

2、神符、守札

神符、守札ハ各神社ニ於テ調變シ氏子又ハ其ノ他ノ希望者ニ隨時
授與シツツアリ

十三、神社ニ關スル現行法規（勅令及局令ヲ除キ内調等）

1、神社設立許可内規

- 2、關東州及南滿洲鐵道附屬地神社神職奉齋規程
- 3、神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル規程
- 4、神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル規程

以上別紙第六號ノ通

十四、英ノ他神社行政ニ關スル参考事項

關東州及滿鐵附屬地ニ於ケル神社ニ關スル事務ハ當初關東都督府民政部ノ主掌ニ屬シタルガ大正八年四月官制改正ニ依リ都督府ヲ廳ニ改メ内務局地方課學務係ニ於テ之ヲ管掌シ大正十年六月官制改正ニ基キ新ニ學務課ノ新設セラルヤ同課ニ於テ之ヲ管掌スルコトト爲レリ地方ニ於ケル神社ニ關スル事務ハ關東州内ハ民政署長、滿鐵附屬地内ハ警察署長ニ於テ之ヲ管掌ス神社ニ關スル行政上ノ監督ハ其ノ本來ノ精神ヲ發揮セシムル爲不諱ノ努力ヲ怠ラサリシモ之ニ關シ法令上ノ根據ヲ確定シタルハ大正十一年ニシテ其ノ以前ハ明治四十三年九月民政長官ノ通牒ニ基キ神社ノ設立其ノ他ノ事項ヲ處理セル

ニ止マレリ大正十一年五月勅令第二百六十二號ニ依リ關東州及南滿洲鐵道附地ニ於ケル神社行政ニ關スル關東長官ノ權限ヲ明確ニセラレ同年十月關東廳令第七十八號關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則ノ公布ヲ見以テ南滿洲ニ於ケル神社行政ノ統一整備ヲ圖ルニ至LERİ憲勅令ハ大正十二年一月ヨリ之ヲ施行シ同時ニ施行上必要ナル通牒ヲ發シ遺漏ナキヲ期セリ

第一號

東州

三神社ノ現況（神社名、祭神、神社數、場所、創立年月日）

柳樹屯稻荷社	柳樹屯稻荷社	周水田神社	周水子	周水子	柳樹屯
老子萬神社	老子萬神社	金州神社	金州	周水子	老子萬神
普蘭店神社	普蘭店				
老子萬	天照皇大神	天照皇大神	天照皇大神 明治天皇	猿田彦神	宇賀魂神
天照皇大神	天照皇大神				
大國主	一	靖大明治天	一	一	一
保主神	一	國主	一	一	一
六月	五月	五月廿五日	六月一日	六月八日	八月十五日
十一日	六日	九月廿五日	一二年六月	一二年六月	大正八年六月
·	大正三年七月	昭和八年六月			
·	一四年六月				

計

十二社

南漸洲鐵道附屬地

神社名	鎮座地	祭神	例祀日	創立年月
瓦房店神社	瓦房店	大照國主天神	九月十五日	大正元年一二月
熊岳城神社	熊岳城	大照國主天神	九月九日	大正四年一〇月
大石橋神社	大石橋	大照國主天神	五月十五日	大正三年一〇月
蓋平神社	蓋平	明治天皇	昭和一〇年一〇月	昭和一〇年一〇月
海城神社	海城	明治天皇	大正三年八月	大正三年八月
營口神社	營口	昭和天皇	九年一〇月	大正三年一〇月
鞍山神社	鞍山	明治天皇	·	明治四一年九月
千山神社	千山	大照國主天神		

横頭神社		本溪湖神社		撫順神社		奉天神社		煙臺神社		瀋陽神社	
橫頭	本溪湖	撫順	蘇家屯	奉天	煙臺	瀋陽					
天照皇大神	大明天照 國治主天 比比賣古 大神	金金大山 山國比天 照皇大 神	明天治天 照皇大 皇神	明天治天 照皇大 皇神	明天治天 照皇大 皇神	天照皇大 神	應神豐 照武受 天大 天皇神	天照左靖 吉鳥 出雲神 分社社 社社社	天日嚴 刀萬比 御祖 社社社	五月三十日	
先日明大 著居治國 ノ戰天 靈役天 戰靈神	菟日金 死山 者戰 ノ役 靈戰神									五月四日	
十月五 日	五月 十五 六日	十月 十六 一日	六月 十六 日	九月 十日	九月 十五 日	九月 廿三 日	九月 廿三 日	九月 廿三 日	九月 廿三 日	五月 三十日	
· 四年一 〇月	大正 三年 八月	明治四 二年 二月	大正 三年 九月	大正 五年一 二月	大正 五年六 月	大正 五年六 月	大正 五年六 月	大正 五年六 月	大正 五年六 月	明治四 三年九 月	

新臺子神社	鐵嶺碑社	通遠堡神社	草河口神社	劉家河神社	鳳凰城神社	鷄冠山神社	安東神社	連山關神社
新臺子	鐵嶺	通遠堡	草河口	劉家河	鳳凰城	鷄冠山	安東	連山關
天照 皇 大 神	靖大明天 照 治 皇 主 天 大 神 神皇大神	天照 皇 大 神	天照 皇 大 神	天照 皇 大 神	天照 皇 大 神	天照 皇 大 神	靖明天 照 治 皇 天 大 神皇大 神皇神	
一	一	一	一	一	一	一	天應 子神 屋根 命皇	一
九月二十日	九月十五日	九月三十日	九月二十八日	九月廿八日	九月廿二日	九月廿五日	九月廿七日	九月廿九日
· 一年九月	·	·	·	·	·	·	·	·
			八年五月	三年八月	五年一月	九年五月	大正四年一月	明治三八年一月
								大正九年一〇月

第二號

神社ノ設備

東州

大連神社	幣本	鳥拜本	神社名稱	神社ノ建坪又ハ數	備考
殿	殿	居殿	木造 尾根平鐵板葺ペイント 塗壁不塗漆喰塗	一、二五坪 境 内	
神明造 鐵筋コンクリート 内部總繪張屋根 鋼板張 神明造鋼板葺 鐵筋コンクリート	九太 神明造		一三五坪		
内部總繪張屋根					
一六八三三	七〇〇				
・	・	・			

神 神 神 向 拜 香

典故

庫 車 所 拜 謹 敬

鋼筋コンクリート	一三〇〇〇
内部総檜板葺	二六八七五
鋼明造	五〇〇〇
鐵筋コンクリート	四〇〇〇
屋根銅板葺	三二五七
御明造	三九七〇
鐵筋コンクリート	一〇〇〇〇
内部総檜張	一〇〇〇〇
屋根銅板葺	一〇〇〇〇
神明造	一〇〇〇〇
内部総檜張	一〇〇〇〇
鐵筋コンクリート	一〇〇〇〇
屋根銅板葺	一〇〇〇〇
校舎造	一〇〇〇〇
内部総檜張	一〇〇〇〇
屋根銅板葺	一〇〇〇〇
神明造	一〇〇〇〇
内部総檜張	一〇〇〇〇
屋根銅板葺	一〇〇〇〇

手水舍	神明造 木造檜座根 銅板葺	三八〇九
神樂殿	木造入母屋造 屋根銅板葺	六九九〇
神符授與所	神明造 鐵筋コンクリート 内部增强屋根銅板葺	一三六八〇
祭器庫	練瓦造 入母屋造 屋根瓦葺	一二二〇〇
社務所	(一部木造)	六五七一〇
老宅	練瓦造平家瓦葺	三一、九五〇
(甲)老宅	(一戸建)	西古四六〇
(乙)老宅	(一戸建)	三一、九三〇
(丙)宅		

舊碑與廟改種

社宅用會庫	屋根亞鉛板	二〇〇〇
(甲)		
木造平家	練瓦蓮	二二〇〇
屋根亞鉛板耳	流造屋根瓦葺	二二〇〇
木造兩流造		二二〇〇
屋根亞鉛板耳		二二〇〇
流造屋根鋼板耳		二二〇〇
木造會庫		二二〇〇
(乙)		
庫		
(丙)		

舊稱得授與所
現在雖器塵二使用

浪
漫
町
風

第一鳥居	第三鳥居	第四鳥居	東門鳥居	西門鳥居	燈籠
神明造	神明造	コンクリート	柱巾高太巾	柱巾高太巾	柱巾高太巾
上臺鐵筋 樋根コ ンクリート	鋼筋コンクリート		一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六	一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六	一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六
九尺大形	高一尺大形	九尺小形	柱巾高太巾	柱巾高太巾	柱巾高太巾
二 六 三 對 對 對			一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六	一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六	一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六

大石燈籠社號					
龍	札標	馬	大石	造	
彌影石	石造住吉造	花崗石、台石埴付 木材塗根鋼板葺	台馬	石青造銅	
丸形住吉造	石造住吉造	花崗石、台石埴付 木材塗根鋼板葺	高馬	九尺小形	
一五尺	二〇尺	總高一尺六寸 高一尺口四寸	總高二尺 高一尺口三寸	高一尺六寸 高一尺三寸	
一對	一封	玉巾刷札付尺板 台石高故板 一尺九寸	側面正台面 下上上下市市市 一尺八寸八分五 寸尺尺尺寸 二八四寸木寸	狗大石台 六尺高 三尺九寸七 寸	二對

金比櫻齋社

本殿	拜殿	神器庫	資庫	職務任所兼宅	本殿	及格牌
木造亞鉛板葺	木造柿葺	練瓦造平家延	日本瓦葺	練瓦造平家延	日本瓦葺	木造銅板葺
一、二五	一、一七	一、一八	三〇、二一八	九、五、六、七	七、五	〇、八、六、六
・	・	・	・	・	内	境内
		氏子崇敬者ニ於テ神 與塵トシテ建造シ後 神社ニ引續ク				

沙河口神社本

一六八三 境内

一〇四

六九三三

一一二五

一一一

三六四六

一七五

流造
流造
木造
木造

練瓦造

平家建

練瓦造
柱根
筋筋コ
ンクリート
校舎式建築

殿殿殿
殿殿殿
所舍所
務務務
資資資
卷卷卷
庫庫庫
木木木
平家平家
建造建造

小野田神社		周水神社		勝殿	
常	拜	本	鳥居	本	鳥居
殿	殿	居	殿	居	殿
木造 鋼板葺	木造 鋼板葺	木造 神明形	亞鉛板葺 コーンクリート造 及向拝付 陶石コーンクリート花 出石付	木造 神明造形	木造 トタン葺 台付
一三五	〇・六九	巾木 二一〇五七 尺尺尺	一、五 (向拝甚)	巾木 二一〇六 尺尺尺	一〇〇 一坪

柳樹屯稻荷社			
本社	拜殿	鳥居	向拜
本社	拜殿	柱間	二四尺
社務所及附	殿殿殿	神明形 鋼筋コンクリート造 花崗岩露出仕上ケ	三二五七
石造	練瓦造(腰石積) 亞鉛板葺 向坪付	「トタン葺」 練瓦造(腰石積) 亞鉛板葺	四〇尺
支拂瓦葺	木造 亞鉛板葺(腰石積)	二五〇五 向坪三坪	四七八
六二五	Q五五	一九三七三	立木五分四〇尺

金州神社

本殿	廁	水	炊	番	配	舊社	所
	參	檪	舍	場	棟	所	處
屋大社 廁造 檪木 造	石 造 亞 鉛 板 葺 一 棟	粗 石 檪 板 葺 一 棟	木 造	瓦 石 造 屋 根 瓦	瓦 石 造 屋 根 (腰 石 積)	亞 鉛 板 葺	粗 石 檪 板 葺 一 造
七五	六〇	一八五	一〇	〇五	五四五	一六一五	九六八
					内 部 八 所 合		

制 雜 燈 端 手 鳥 幣 拜		水		殿	
札	席	壇	會	居	殿
木 造	白練 瓦造 葺	花崗 石造	木 根 鋼 板葺	木造屋根鐵板 鋼板葺	入母屋造 向拜唐破風付
				鐵筋コングリート造	
				鐵筋明鳥居	
				鐵筋コングリート造	
巾 高		延 長	間 口行	巾 二 尺 六 寸	一 七 二 五
一 六 二 〇 尺寸	一 五 〇	四 〇 間	一 九 八 尺 尺 六 寸	七 尺 五 六 寸	境 内
・	・	・	・	・	・
札 巾 長	ノ内 間 一 室 ヲ 敷 設 ク 大 間	一 對	巾 長 高 水 溜 コ ン クリ ー ト 造	拜 土 敷 ト ス キ 一 土 間 混 凝	シ 幣 殿 ハ 土 間 共 ニ 練 瓦 造 附
二 四 尺 五 寸	コ ン クリ ー ト 土 間		三 七 尺 二 寸	九 寸	殿 ハ 土 間

社	狗	常	鳥	玉	御	脚	拜	殿	鐵筋コンクリート
	夜				中門及瑞垣	椿			
櫻	大	晝	居	垣	（屋形付洗	鹿	殿		
花岡石造		・	・	・	木	練瓦造	・		
					鐵筋コンクリート				
一一一	一一二	二〇	一	一一三〇	二、五間	一一七	一一一		
基	對	基	間	基					
・	・	・	・	・	・	・	・	境	内

從前ハ賣城トアリ
ス端垣ハ透垣ヲ以テ

貌子齋碑社

烏手玉渡珊瑚賚神拜幣

水庫饅

居舍	垣	廬	垣	廬	殿	殿	殿	殿
木造	木造	磚瓦造	木造	木造	磚瓦造	磚瓦造	磚瓦造	人體筋肉

筋肋コンクリート

一 基	一 塊	三 尺五寸	高 九尺四 長一 社	延長八 五尺 五寸高八 尺	二、二五	二、二五	一 〇	一七七八 一
--------	--------	----------	---------------------	------------------------	------	------	--------	-----------

覽
內

碑殿周圍ノ透塀

南洲洲嶼道附屬地

神社名	本 幣 拜 水 社 祭 務 會 居 居 庫 所 舍 殿 殿 殿	名 稱	構 造	間 連 坪 又 八 坪 六 合 數	境 內 外 別	備 考
瓦房店神社	鳥 鳥 祭 務 會 居 居 庫 所 舍 殿 殿 殿	木 木 木 木 鐵 木 筋 混 澆 發 土	木 造 造 造 造 造 造 土	一一 八三五 〇	一一〇 一五〇 二〇	二 坪 六 合
					境	
					內	
巾柱 高柱						
丈二	一					
丈丈	丈丈					
四	五二					
尺	尺					

熊野城神社	水神社	鳥居	拜社	社殿	國旗掲揚台	迫擊砲	神社標	常夜燈一對
社	水	鳥	拜	社	國旗	迫擊	神社	六對
社	碑	屋	居	殿	掲揚台	砲	社	
石造	木造板葺	木造	木造	木造鐵板葺	鐵住	御影石	人造石造	御影石造
一 七 二	一 基	七 〇	三 〇	一 基	一 門			
・	・	・	・	・	・	境內	境外	・
尺 厚 八寸	高サ 九尺 巾 一	高サ 間 一丈五 尺	高サ 間 一丈二 尺	高サ	二四米	高サ 五寸厚 三米巾一尺	高サ 一丈 巾一尺	高サ 五尺

大石神社

古碑	由	製	手	大	石	玉	拜	本
燈	禮	水	鳥	燈				
壇	場	會	居	龍	壇	殿	嚴	
石	碑			石	木			
造	造			木造	明形不造			
コンクリート				銅板葺	鐵板葺			
瓦				板	板			
楚				鷲	鷲			

Q	一	一	一	八、九八六
五	二五	一	基	八二三
		基		
		對		
				境
				内

高サ	直	延長	直	
十五尺	十二尺	三十間	六尺	
九尺五寸				

控	玉	手	鳥	本	手	鳥	都	戰	狗
水		水					天	神	
所	埴	舍	居	殿	舍	居	大	砲	場
平	赤	木	造	木	屋	形	石	造	流
家	塗	塗	朱	木	二	本	木	造	造
建	瓦	塗	塗	造	柱	柱	石	造	式
築	木	塗	鐵	鐵	屋	屋	磚	造	
瓦	積	塗	板	板	形	柱	磚	造	
八	三	〇	五	一	〇	五	一	對	基
長	間			基					

境
內

高
サ

直

四
尺

八
尺

海城神社				社務所			
碑手	鳥居	端	拜殿	倉	祭器	事務所	
水舍	居連	殿	小使住宅兼	庫	陳		
自然石	神明造木造	モルタル造	入母屋造	松材屋根トタン葺	平家瓦造鐵板葺	平家瓦造鐵板葺	三七〇
人透石堂	人透石堂	モルタル造	入母屋造	松材屋根トタン葺	平家瓦造鐵板葺	平家瓦造鐵板葺	一九四六五
一 基	一 基	延長二丈二 間	一 丈二 尺	三〇	一 丈二 五	一 丈二 五	一 丈二 五
地面より一丈八尺	高	高	一丈八尺				

御供所貢庫	春日燈池碑	忠魂碑	全鳥居	稻荷神殿	大炮	高麗
モルタル造瓦	人造石	人造石	木牌明造	木牌明造	台石及人造石	支那在來物
タール平瓦家葺			木製	屋根明造板	自然石ニハナス	
一一〇	一	五	奥間口二間二尺	奥間口二間二尺	一	
	計	三			對境內	
簡口六間奥行二間半					高身	大身
					四尺	五尺

醫口神社

			千山神社							
社 庫	鳥 居	手 舍	燈 籠	拜 殿	清 殿	神 殿	社 庫	倉 庫	御 所	御 所
本 木	木 上	木 屋	石 水	木 造	石 造	流 造	流 造	流 造	高 木	ト 高 木
造 造	屋 石	水 何	鉢 造						桶 木	台 筋 コ ン クリ ー
									瓦	高 木 屋 瓦 造
一 字			六 〇		二 〇		四 〇	一 五 〇	七 〇 〇	長 三 間 半 巾 三 間
一 一 尺			高 八 尺							

源氏神社

燈	狗	鳥	手	瑞	外	内	拜	本
池	犬	居	舍	垣	道	垣	殿	巖
石造	石造	銅造	石造	尾水根造	木造	木造	木材春日造	木材紅松造
造	造	造	造	木石皮造	造	造	屋根トタン	屋根銅瓦
				神明造				
一				水鉢巾	境内周圍	四寸七分	四九四	一八七
				五尺一寸		二四間		
高	五尺三寸	高	四尺五寸	高	二尺一寸五分			
一一尺	高	高	高	一八尺三寸				
	大	台	從					
	寸	二合	大					
	寸	尺	高					
	寸	六寸	尺					
			寸					
			分					

燈	燈	地	地	一	一
燈	社	砲	勅諭五ヶ縣碑		
揚	國旗	彈			
示	掲揚柱				
龍	標				
春	石	台	石		屋
秋	流	丸	造	根	春
日	木	二	杉	銅	日
烈	造	避雷針		板	烈
耳	銅				台
台	耳				石
	石				
———					
一					
對		三			
———					
一					
境	外	備			
———					
高		高	九尺五寸		高
九		七	尺四寸台從九尺		七
尺		五	高五尺二寸		五寸
五		寸	大一高三尺小一高二		
寸		八	尺八寸		
		一	高九尺台從八尺		
		五	台橫四尺		
		二			
		寸			

靈台神社		燈籠		住吉燈籠		燈籠	
燈社	鳥社	社務所及住宅	倉庫及小便室	春日造	屋根瓦	春日造	屋根瓦
龍標居殿	混燒土造藏板塗	春日造	屋根瓦	造	屋根瓦	造	石
	燒明土造材紅松		木	木	木	木	石
一對	七〇	Q五〇	八〇	三三四〇			
		境內					境外
高	高	高		高	一丈三尺三寸		
一〇尺	九尺	一五尺					

奉天神社

燈	手	玉	拜	透	中	祝	本	會	手	洗	場
水						詞					
瀧	舍	垣	殿	塲	門	舍	殿	庫			
脚	木	入母屋	銅板葺	・	・	銅板葺	這干木	周圍鐵板張	屋根	屋根混	
明形	木造	屋	屋			木造	流造	鐵板張	木皮	木皮	
石造	柱洞	木造	木造			木造	木造	木材	葺土	葺土	
	筋板葺							紅松			
五	〇	一	二	四	五	七	九	三	八	六	六
						尺	寸	丈	尺	丈	寸
高		高									
一	五	尺	九	寸							

第一社	社	掘	創	正	祭	御	社	鳥
二 一 社	示	禮		祀	與			
宅	所	所	所	門	庫	櫟	居	
·	練入	·	·	洞流	木造	練瓦	石	木神
平瓦	瓦母			板造	平家	板倉	造	明形
家瀆	屋			葺	不造	式瓦		鋼板
瓦	屋流					上塗		卷
·	瓦葺						平家	

一〇〇
五二
一〇〇
一〇〇
八三、四〇
四六、二八
二七九

高一尺

第三社宅	周圍	小使宿舍	第三社宅
神職授與所	東西通用門	疊	鐵板屋半家
盛石張砂卷	石造	石造	深瓦造
青銅製	石造付	鐵板葺	鐵板葺
造甲土	青銅製	鐵板葺	鐵板葺
九〇〇	一對	六〇〇	二〇〇
一對共二尺四寸	一基	一對	三尺八五八
			延長
			四尺五寸
			區境別内外
			內
			高一丈
	馬台共高一尺		高四尺
	石台共八尺三寸		正圓土券式表七尺裏八尺

拂 順 神 社		蘇 家 屯 神 社			
拜 市	本	手 水	鳥 居	拜 殿	神 殿
殿	殿	會	居	殿	殿
ク リ ト 及 ト 及 ト 及 コ ン 板	草 練 瓦 及 鐵 筋 快 鋼 板	葺 明 瓦 及 鐵 筋 快 鋼 板	流 造	流 造	銅 板 葺 明 瓦 及 鐵 筋 快 鋼 板
一〇二	一〇一	一九〇	一六七	三〇〇	一二七五
・	・	・	・	・	場 内

	燈	第一	手玉	舊	
	第三	第二	水	幣	
	鳥居	鳥居	舍	殿	
	瀧	瀧	道	殿	
石春日形造	造筋	木神明式	木造	木造	神明造
コンクリート造		神明式	屋根板葺		木造屋根板葺
		筋コングリート			
二基	六基	三、六	二延長 六九二尺	一七九	四三
境内外二間					
高台共四三尺	高台共一三尺	高三一、六尺經二、一尺	高二四七尺經二、一尺	高一 三尺經〇、九尺	本年ヨリ内部ヲ改築 シテ参拜者休憩兼輪用 馬堂トス
高台共四三尺	高台共一三尺	高三一、六尺經二、一尺	高二四七尺經二、一尺	高一 三尺經〇、九尺	所等ニ便用ス

本會便兼辦“狗”場

帶志石狗	鳥社水	寶物
米燈	務	物
殿往龍大居所會	所	殿
入母屋造	石牌明混 土造	木綵瓦造
	綵瓦造	綵瓦造
	明混 土造	混 凝土造
一三一	三〇〇	一六〇
七〇	二〇	六〇
對對對基		
三三三境	二二二	一一一
內外		

御頭神社						
碑 記 念 碑	王 祖 大 典 記	燈 水 鳥 拜 拜	神 與 倉	本 殿	殿	拜
御 社 大 建 設 碑 念	神 祖 大 新 移 故 傳 記	燈 水 鳥 拜 拜	神 與 倉	本 殿	殿	拜
上 古 共 化 碑	上 人 成 花 石 碑	花 岡 岩	木 手 水 鉢 造	木 木 水 鉢 造	木 木 板 瓦 造	木 木 板 瓦 造
高 サ 七 尺	高 サ 八 尺 五 寸					
		一〇	六〇	六〇	二二五	二〇〇
		・	・	・	・	・

安東神社				忠魂碑			
透	中	拜	本	御大典記念碑	鳥居	舍殿	水殿
屏門	殿	殿	石造	石造	一 八 木 造	石造	破風造
屋根 木板 鋼板 瓦	入母屋 造	高欄付 高欄付	自然石	—— 明 混 凝 土 造	—— 八 木 造	—— 明 造	—— 明 造
長 五 間	三 二 二	一 四 五	二 基	從 橫 一 尺 八 寸	七 四 寸	六 〇	一 尺 八 寸
・	・	・	・	・	・	・	・
内三坪ノ落殿アリ	建坪二十五坪又七合ノ						

祠 狗 柱 社 鳥 手 手 祭 禪

連 名 洗 水 器

馬 犬 石 墓 居 石 舍 庫

青銅造	化石造	石造	神明形造	石材花崗石	木造板葺	木造瓦葺	木造板葺
造	造	造	造	造	板	葺	葺
石	石	石	神明形	石材	木造	木造	木造
造	造	造	造	造	板	瓦	板
青銅	化	石	神明	石材	木造	木造	木造
造	造	造	形	花崗石	板	瓦	板

一一二
基 基

高 七 尺
高 八 尺
高 一 三 尺
高 九 尺 橫一四 尺
高 二 三 尺 橫一三 尺

拜本	神社祠御制	・	・	・	・	・	燈
殿殿	屋所檜場						龍
木造平家 タシノ葺家	疊瓦平家造 瓦葺	木石造 瓦葺	地上上木造 石干付	三尺石板垣 造神宮形	青銅造 板垣	石造	石造 神明形
六〇	四三〇	七三〇	〇三五	二	二	二	二
・	・	・	・	・	・	・	・
				高 一二尺	高 七尺	高 一二尺	高 一尺
			軸二〇尺長三三尺				

通遠堡神社	草河口神社	御家河神社	鳳凰城神社
鳥 拜 神	本 拜 神	鳥 瑞 拜 神	
居 殿 殿	殿 殿	居 墓 殿 殿	
丸木 破風 屋根 柱 根	白木 破風 屋根 柱 根	白木 破風 屋根 柱 根	木造 木造 木造 木造
一〇 一七	二〇 一〇	間口二間半 奥行一間半	一六七 一一八間 三三七
・ ・ ・	境内	境外	・ ・ ・
高一二尺巾九尺	神殿ハ石垣ヲ以テ 築造ス		高八尺七寸横七尺 四十

鐵嶺 神社									
石燈	鳥居	社務所	手水會	寶物庫	拜殿	手洗鉢舍	本殿	手洗鉢舍	屋形付
通稱春日造	石材	神明造	木造	練瓦造	神明造	・	神明造	・	
通稱宮燈造	神明造	神明造	木造	練瓦造	木造	・	神明造	・	
二九九四	一八九	一七三	一二三	三〇	一〇				
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
高八尺 石巾三尺八寸	高丈尺 著石巾一尺	高一尺 柱經五寸	高一尺 笠木長サ	サ高 一尺二寸 在間二尺	サ高 一尺二寸 笠木後				

新台子神社

會	鳥	燈	手	瑞	拜	本
獅子	狗	境內周構	手水	水		
鳳居	龍	大	屋	鉢	塙	殿
人造石		石	木	人造石	人造石	木造
總瓦造平家建		造	木造			神明造
		木造鬼頭板				木造、平家建、亞鉛漆金平鐵板等
		板				木造、平家建、亞鉛漆金平鐵板等
延長二〇八尺						
二	卷		三〇		七五	〇七五
・	・	境	・	塙	・	・
外	内			外		
高一六尺一寸	高四尺八寸			高三尺		
		高二尺三寸長三尺二寸巾二尺四寸五分				

開原神社

僧人宿舎	庫所	居舍殿	拜殿	第一通殿	第二通殿	鳥水社	倉會社	僧人宿舎
平家屋根ト練瓦 セメント瓦造 タグン造	平家屋根セメント瓦 セメント瓦造	木造唐破風柱立 神明筋人造石	木造唐破風柱立 神明筋人造石	・	・	・	・	紅松尾根スレート葺 神明造、用材

六四四	四五	六七八九八	二〇	一八〇	一五〇	一五〇	七〇	三六
・	・	・	・	・	・	・	・	境内

高一八尺	本殿拜殿常備フ通 ニテ連衣防寒ニ 便ナラシメタル獨 特ノ構造ヲナセリ
------	---

鳥國神社

拜本	諒職下注社常遙玉 瓦乘遙夜拜
殿殿	辨立柱柱櫛燈所垣
*リテ尾脚 鋼根明 色亞造 ニ錯用 金板材 リ哥紅 タ二松	石木將石 造造形造 木荷付
七四〇、八五八	二〇三一五 間對對基 延長 二五間半
	火袋一尺 高一丈 高一尺 高台共一五尺五寸
	高七尺

四平街碑社

公主懶禪社				神社鳥居玉垣			
社	鳥	本殿	拜殿	神	社	鳥	玉垣
所	居	本殿周圍玉垣	殿	廬	所	居	垣
屋根 板瓦 鐵造 板瓦	石造 柱 明形	不埴 造白 不造	入埴 造板 造	處神 根母 鐵造 板	木造 フエンス 張り	千鳥破風造 ワイヤ 造	千鳥破風造
二一〇	九二五	八三〇	一九〇四	三三五八	六社合七間 社長二八間 合七間 元一間	高二四尺	
・	・	・	・	・	・	・	・

郭家店神社							
鳥手燈拝社		荆外玉拜殿	重本殿	手水			
水		札玉	玉周圍	玉垣中舍			
居	鉢	龍殿	殿	所垣	垣周圍	垣中舍	
木 妻	コンクリート モルタル	棟瓦 平家建	不製 半家建	木妻屋根 柱石有	御住影垣 白玉垣造	普通日木造	葺上手妻屋 切二脚本御 板
一一	〇八七	九六七	〇一	市間一四〇七 間米	一九六米	延長 六一、二丈	
境外							
地上		地上ヨリ六尺九寸 横三尺一寸從一尺五寸	高八尺一寸				
一二尺							

中	内	鳥	拜	拜	第	帶	重	二
玉	玉				一	通	通	通
垣	垣	居	所	殿	門	殿	門	殿
木	木	銅	屋千破	屋千碌	看碌	鐵屋碌	屋東	銅屋碌
造	造	根木風	根木瓦	根瓦	板根瓦	板根瓦	板根瓦	板根瓦
張	張	鐵梁造	鐵燒造	鐵造	審千造	鐵造	審千造	鐵造
		木上	板不外	板外	木外	板外	木內	木內
		哥ヶ	哥上部	哥部	哥部	哥部	哥部	哥部
			々板	板	木板	板	木板	木板
			張	張	上張	張	上張	ヶ
延長	延長	一	一	七	二	一	一	一
二	二	五	〇	三	六	八	六	八
尺	尺			〇	〇	〇	二	二

往高
經二
一尺八寸

中興社編輯手冊

水 澈 奥 玉 王

奥 玉 玉

籬	欄	札	舍	所	廬	廬	垣
人造石	花崗石	出雲石	石造	刺繡柱	板凳柱	森瓦造	木造

長三尺

高台共

一六三尺
七五
五七八九
七三三
六一、八七
O.I
Q=八
—對

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

高台

合共

— — —

— 五 九 一 —

人 人 人 人

卷之三

Digitized by srujanika@gmail.com

第三號表

七 氏子及崇敬者戶數

神社名	戶氏子數	戶崇敬者數	計			
			旅驗金刀比羅神社	沙河口神社	大連神社	旅驗金刀比羅神社
金刀比羅神社	1400	1400	1400	1400	1400	1400
柳樹屯神社	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二
小野田神社	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三
周水神社	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四
氷比須神社	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
平神社	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六
大石街神社	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七
平街神社	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八
瓦房店神社	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九
旅驗金刀比羅神社	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
旅驗金刀比羅神社	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一	一八一
旅驗金刀比羅神社	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二
旅驗金刀比羅神社	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三
旅驗金刀比羅神社	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四
旅驗金刀比羅神社	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
旅驗金刀比羅神社	一八六	一八六	一八六	一八六	一八六	一八六
旅驗金刀比羅神社	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七
旅驗金刀比羅神社	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八
旅驗金刀比羅神社	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九
旅驗金刀比羅神社	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇

御 造 神 社	本 溪 湖 神 社	撫 順 神 社	奉 天 神 社	蘇 家 屯 神 社	靈 台 神 社	崇 陽 神 社	千 山 神 社	鞍 山 神 社	參 門 神 社	海 城 神 社
二六四	七〇〇	四六〇	一六六三	一〇	一〇	一〇	一八	一〇	一〇〇	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二六五	七〇〇	四九〇	一六六三	一〇	一〇	一〇	一八	一〇	一〇〇	一〇
昌 國 神 社	拂 原 神 社	新 臺 子 神 社	鐵 輪 神 社	安 東 神 社	通 遠 堡 神 社	劉 家 河 神 社	草 河 門 神 社	鶴 冠 山 神 社	鳳 凰 城 神 社	連 山 神 社
八八	四九七	五五	九〇一	四〇〇	二三	一九	一八	二三	二三	九九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八八	四九七	五五	九〇一	四二八六	二三	六二	一八	一二九	二三	九九

第四號

大神社ノ財産

社名	基本財産額	摘要
比旅	一	金刀
沙河口	一六六〇〇	速神社
金刀比羅	一一二〇〇	神社
柳	一	社
荷樹	一	也
小野田	一	水神社
周	一	水神社
惠比須	一	神社
水	一	水神社

社名	基本財產額	摘要
金州	一九七七	金州神社
普蘭店	一	旅舍
瓦子窩	一	神社
瓦房店	一	神社
那岳城	一	神社
大石橋	一	神社
長平	一	神社
口	一	城神社
海城	一	神社
大石橋	一	神社
口	一	城神社

四

三

一九七七

金州神社

摘要

大神社ノ財産

第四號

備考 基本財勢八塊金積立額トス

金銀水銀
銅銀水銀
銅銀水銀
銅銀水銀
銅銀水銀
銅銀水銀
銅銀水銀
銅銀水銀

第五號

昭和十一年度神社經費調

神社名		社入金	收 賄款	寄附金	福物金	比子	供進金	其儀	計	支	出
社周水神	小野田社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
柳樹社	柳樹屯	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
糸神社	糸神社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
大連神社	沙河口社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
旅順神社	羅羅社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
神刀比羅金	金刀比羅社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
東洋社	東洋社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
日本社	日本社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
英氏當社	英氏當社	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100
其他	其他	100	10	100	100	100	100	100	400	100	100

卷之三

旅順金刀比羅神社支出其記ノ一九〇〇年八建費ヲ示ス

第六號

十三、神社ニ關スル現行法規（勅令及局令ヲ除キ内訓等）

1. 神社設立許可内規
2. 新東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ祭祀祭式行攝作法恒例式及警戒ニ關スル規程
3. 關東州及南滿洲鐵道附屬地神社神職奉務規程
4. 神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

八 神社設立許可内規（大正十一年十月十二日制定）

國東州及南紀洲諸道府屬地内ニ於ケル神社ノ設立ハ特殊ノ事情アル場合ヲ除クノ外左ノ各號ニ遇合スルモノニ非サレハ之ヲ許可セス

一、祭神

左ノ諸神ノ一柱タルコト

一、皇祖尋宗列聖及皇族ノ諸神

二、皇室及國家ニ對シテ勳功績者ナル諸神

三、國土經營ノ勳功績者ナル諸神

四、民族ノ祖神ニシテ皇室ノ宗教特ニ應力リシ諸神

五、神殿真ノ地之ニ附屬スル遺物

六、拜殿及鳥居ヲ設タルコト 但シ神殿及拜殿ノ延坪ハ左ノ各號ニ

依ルコト

一、脚度ハ一坪以上

二、拜殿ハ三坪以上

三、同一建物内ニ脚度及拜殿ヲ過剰スルモノニ在リテハ四坪以上

三、境内

林叢等ニ依リ相當ノ風致ヲ爲ス坪ニシテ面積二百坪以上ヲ有スルコト但シ土地ノ情況ニ依リテハ其ノ面積百五十坪以上アルヲ以テ足ル

四、維持方法

維持資金三百圓以上ヲ有シ君ハ一年三百圓以上ノ確當ナル經常收入

ヲ有シ又ハ其ノ想定ニ確當ナル維持方法ヲ有スルコト

五、氏子、崇敬者

百五十戸以上アルコト 但シ土地ノ情況ニ依リ 在住日本人少ナキト
キハ百戸以上アルコトヲ以テ足ル

六、神職

当務者一人以上ヲ直クコト 但シ職務管轄ノ便宜又ハ土理ノ情況ニ
任リ 当務者ヲ直クコト能ハサルモノニ在リテハ兼務者一人以上アル
ヲ以テ足ル

前項各款ノ規定ハ神社ヲ再興シ又ハ建物ヲ有スル通拜所或私祭祠ヲ
神社ト局ス場合ニ之ヲ準用ス
既設神社ノ設立出頭ニ付テハ第一項第二號乃至第五號ノ各項ニ
相應ノ斟酌ヲ加フルコトアルヘシ

2

關東州及兩滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社ノ祭祀祭式行

舉作法但例式及齋戒ニ關スル規程

昭和二年五月一日臨學第七〇〇號

關東廳內務局長通牒號

第一條 神社ノ祭祀ハ大正三年勅令第一號官國神社以下神社祭祀令ヲ

準用ス

第二條 神社ノ祭式ハ大正三年内務省令第四號官國神社以下神社祭式

第二府縣社以下神社祭式ヲ準用ス

第三條 神社ノ祭式行舉作法ハ明治四十年内務省告示第七十六號神社

祭式行舉作法ヲ準用ス

第四條 神社ニ於テ行フ但例式ハ大正三年内務省訓令第二號神官立官

國神社以下神社ニ於テ行フ但例式第一條ヲ準用ス

別項ノ神社遙拜及大祓次第ハ大正三年内務省訓令第二號神官國神社以

下神社遙拜及大祓次第ヲ準用ス

第五條 姉妹ノ齋戒ニ付テハ大正三年内に名合業五號官禮落社以下神
社神職齋戒ニ付スル件ヲ準用ス

3.

福東州及南滿洲鐵道管轄地神社神職奉務規程

昭和三年五月十一日勅令第六九九號

福東廳 内務局長通達

第一條 神職ハ平素國與ヲ究メ熟識ヲ辨シ操行ヲ正シクシテ衆庶ノ儀

表トナリ躬行實踐以テ本務ヲ元ウスヘシ

第二條 祭典ハ國家 帝ノ御華タルヲ以テ齋廟恭敬ニ旨トシ報本反始

ノ誠意ヲ表スヘシ

第三條 神職ハ社殿及境内ノ清潔修善ニ注意シ神社ノ尊嚴ヲ保持スル

ニ努ムヘシ

第四條 火災盜難等ノ撲滅ニ付テハ周到密ヲ期シ常ニ警戒注意フ爲

スヘシ

第五條 神社所藏ノ寶物、貴重品、古文書等ニ付テハ収集ニ整理保存
スヘシ

第六條 神職ハ神社金品ノ出納及財産ノ管運ニ關シ平素其ノ會計收支
ヲ明確ニシ苟モ公私混淆ノ嫌アルヘカラス

第七條 神職ハ常ニ境内ノ何木ニ付森林ナル風致ヲ保ツニ努メ真ノ所
福林園ニ付テハ保護植栽ヲ講ルヘカラス

第八條 神職ハ常ニ氏子及宗教者ノ敬神尊皇ノ思想ヲ助長シ教本テ
方風教ノ端正ヲ期スヘシ

4 神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

大正十二年十月一日縣廳第一〇六八號
關東廳內務局長通達

標記ノ件ニ就テハ從來各地方ニ於テ過直置付成居候凡今別紙神職
ニ依リ可然御取計相煩度尤モ神職ノ俸與ニ就テハ社務ノ狀況等ヲ參酌
シ更ニ充分講究フ爲ス必要有之ヤニ存候得共差違リ別紙ニキ神職ヲ
シテ其ノ祿分ヲ全シ一曲社務ノ整備ヲ期セシメラレ度此段及通牒候
追テ別紙標準各社へ一枚宛御配付候度候

「別紙」

神職ノ俸給手當旅費等ノ支給ニ關スル件

一 俸 給

一 神職ノ俸給ハ月俸トシ七十圓以上二百圓以下ノ神職ニ於テ調宜
倉該神社ヨリ之ヲ支給スルコト

二 月俸百圓以上ノ神職ニ封シテハ在職一年以上ヲ超過スルニ非サ
レハ増給セサルコト

三 三年以上月俸二百圓ヲ受ケ切替候者ナル者ニ封シテハ社務ノ狀
況ニ應シ月俸二百五十圓迄支給スルコトヲ得

四 神職他ノ神社ノ神職ヲ兼ヌルトキハ當該神社ヨリ兼務手當ヲ支
給スルコト

無常手當ハ月額トシ五圓以上タルコト

五 神社ハ神職ノ月俸又ハ兼務手當ノ外社務ノ状況ニ應シ手當ヲ加
新スルコトヲ得

二 紙 與 金

一 漢一年以上御社ニ奉仕シタル者疾病其ノ他ノ事情ニ因リ退職シタル場合ハ當該御社ヨリ退職手當ヲ給與スルコト
退職手當ハ最終俸給ノ十分ノ五ニ奉仕年數ヲ乘シタル金額以上タルコト

二 御職奉仕中死亡シタルトキハ副就退職手當ノ外富外御社ハ社務ノ
状況ニ應シテ成ルヘク相當ノ死亡手當ヲ其ノ滑族ニ給與スルコト
三 御職社務ノ間ニ罹患疾病ヲ受ケ又ハ其ノ他災禍ニ罹リタルトキハ
當該御社ハ其ノ傷痍疾病又ハ災禍ノ程度ニ應シテ成ルヘク療治ノ責
務又ハ相當ノ慰藉料ヲ支給スルコト

四 御職ニ就職スヘキ年未嘗勞金八月俸又ハ兼有手當月額ノ十割以三

十割以下トスルコト

三 旅 費

一 脚駕社務ノ爲旅行シタルトキハ當該脚社ヨリ支給スヘキ旅費ハ實
費ニ係ルコト

二 特殊ノ事情アルモノニシテ日當、宿泊料及車馬貲ニ就キ定額旅費
ヲ支給スルトキハ左ノ金額ヲ超エサルコト

日當（一日ニ付）五圓、宿泊料（一夜ニ付）十圓、車馬貲（一里ニ
付）一圓二十錢

